

十勝地域公共交通計画（広域計画）の概要

令和5年1月31日

北海道十勝地域公共交通計画推進協議会事務局
（北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課）

1 北海道十勝地域公共交通計画推進協議会の目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の改正により、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする、地域公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定が必要とされたことから、法に基づく協議会を設置し、十勝地域の地域公共交通計画（広域計画）を策定する。

2 協議会の設立

- （1）協議会の設立：令和4年6月7日（火）
- （2）協議会の構成：十勝管内19市町村、北海道十勝総合振興局（地域政策課、帯広建設管理部）、十勝バス（株）、北海道拓殖バス（株）、十勝地区バス協会、十勝地区ハイヤー協会、北海道旅客鉄道（株）釧路支社、北海道開発局帯広開発建設部（道路計画課・地域振興対策室）、北海道釧路方面公安委員会（北海道警察釧路方面本部）、北海道運輸局帯広運輸支局、北海道エアポート（株）帯広空港事業所、日本航空株式会社帯広支店、株式会社AIRDOマーケティング本部営業部道東営業支店、十勝観光連盟、帯広観光コンベンション協会、帯広商工会議所、北海道十勝管内商工会連合会、十勝圏複合事務組合 計38団体

3 十勝地域公共交通計画（広域計画）の概要

- （1）対象区域：十勝総合振興局管内
- （2）対象市町村：十勝管内全19市町村
- （3）対象交通：市町村間をつなぐ広域交通

【地域間幹線系統（路線バス）、広域生活交通路線（路線バス）、空港連絡バス、都市間バス、鉄道（JR根室本線・JR石勝線）】
- （4）対象期間：令和5年度～令和9年度までの5年間

4 今後のスケジュール（想定）

